

令和8年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和8年7月24日（金） 午前9時30分から午前11時まで

2 開催場所

岩手県公会堂 21号室

3 出席者

(1) 委員（6名出席）

望月 敦允 委員長、菊池 祐美 委員、田代 純一 委員、松林 由里子 委員、
役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員

(2) 県側出席者

（出 納 局）藤原 会計管理者兼出納局長、戸田 副局長兼総務課総括課長、
菅原 入札課長

（県土整備部）吉田 建設技術振興課技術企画指導課長
ほか抽出工事説明職員

4 開 会

事務局から開会を宣言し、委員7名中6名が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

○藤原会計管理者兼出納局長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

4月から出納局長を務めております藤原由喜江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から県営建設工事入札契約の適正化に御尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。

本日の委員会では、令和7年10月から令和8年3月までの契約工事等について御審議いただきますが、ここで若干、最近の入札状況について御説明申し上げます。

入札件数につきましては、平成24年度の1,651件をピークに減少傾向となっており、令和7年度は893件で、ピーク時の約54%となっております。

入札不調の発生割合につきましては、平成25年度の21.4%をピークに減少傾向にあり、令和7年度は5.0%と低い割合となっております。

低入札落札の発生割合は、ダンピング防止対策を強化した結果、令和2年度の27.4%から令和3年度以降は20%を下回って推移しております。

また、総合評価落札方式につきましては、県営建設工事の施工実績がない場合でも受注機会を得られるよう、昨年度から試行導入しているチャレンジ型により、22件の入札を実施いたしました。

出納局といたしましては、チャレンジ型の試行導入による効果を検証するとともに、今後も入札動向を注視し、関係部局と連携しながら、適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

結びに、委員の皆様からいただく御所見を今後の取組に活かしてまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

○事務局から説明

入札方式別発注工事の状況について（資料No.1～4）

低入札価格調査制度対象工事の状況について（資料No.5）

指名停止等の措置状況について（資料No.6）

【質疑等】

○松林委員

低入札落札の発生割合が昨年度に比べて減少しておりますが、これは対策の成果と評価してよろしいのでしょうか。

また、県としての目標は低入札落札を減らすことなのか、それともダンピングの防止にあるのか、お考えを伺います。

○事務局

落札率には工事内容や発注時期、施工条件など様々な要因が影響するため、数値目標を設定しているものではありません。

一方で、令和3年度以降、調査基準価格の引上げや総合評価落札方式における評価方法の見直しなどを実施しており、その効果が一定程度現れているものと考えております。

県としては、単に低入札落札を減らすことを目的としているのではなく、品質を確保したうえで競争性を確保し、適切な受注者を選定することを重視しております。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

○望月委員長

議事(2)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は役重委員に抽出していただいておりますので、役重委員からご報告をお願いいたします。

○役重委員

抽出工事一覧表（資料No.7）

それでは、御報告いたします。

事務局からの資料をもとに、5月29日に対象工事の抽出を行っております。

抽出した工事はそれぞれ、資料No.2からNo.4までの工事のうちから選定し、一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件というふうにしております。

抽出に当たりましては予定価格が比較的大きく落札率が高いであるとか、あるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランス等を考慮して抽出しております。

以上によりまして、お手元の資料No.7のとおり、4件の工事を抽出しておりますので、以上、御報告いたします。

よろしく願いいたします。

※ 以下、抽出工事に係る案件について審議

○担当部局から説明

岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（建築）工事（資料No.8）

【質疑等】

○松林委員

技術評価点について伺います。先ほど、満点は150点との説明でしたけれど、応札者の評価点

は148点となっていますが、追加資料では提案課題について全て高い評価を受けているように見受けられます。実質的には満点と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局

今回の案件は1者応札であったため、他者との比較評価ができない状況となっています。

評価制度上、満点となるためには最高評価者に加算される評価点がありますが、1者応札の場合はその加算を行わない仕組みとなっています。このため形式上は148点となっていますが、差をつける必要性がなくなるので、実質的には満点相当の評価と考えていただいて差し支えありません。

○役重委員

こちらの工事は、地域要件もなしで参入見込みは13者であったにもかかわらず、結果として1者応札となっています。この要因について把握していることがあれば伺います。

○教育企画室

応札者が1者となった具体的な背景については把握しておりません。

必要な技術者や施工実績等については事前審査で確認されておりますので、入札における前段階では発注者としては具体的にはそういったところは把握してはおりません。

○役重委員

競争性確保の観点からは、なぜ競争が成立しなかったかについても検証が必要ではないでしょうか。

○事務局

WTO案件であり、地域要件も設定していないことから、制度上は可能な限り参加しやすい条件としております。

一方で、同時期的大型建築工事の応札状況を見ると、内陸部の案件（資料No.2、番号1及び7参照）では複数者による応札が成立している事例もあります。今回の工事は沿岸部の大規模建築工事であることから、施工体制の確保や地理的条件等が影響した可能性も考えられますが、あくまで推測の域を出るものではありません。

○役重委員

追加ですいません。こちらは建築工事ということで、電気とか機械はまた別でしたか。

○教育企画室

本工事は建築だけです。設備関係は別途また、入札公告しております。

○役重委員

建設業界を取り巻く状況も厳しいものがありますが、品質を確保しつつ、いかに多くの事業者に参加していただくかという観点で、引き続き検討をお願いしたいと思います。

○望月委員長

いろいろ社会情勢も不安定になってきて難しい部分もあろうかと思いますが、先ほど役重委員がおっしゃっていた通り、競争性は担保された方がいいのは間違いがないところもありますので、今後ともいろいろご苦労あると思いますが、よろしくお願いいたします。

○担当部局から説明

一般県道雫石東八幡平線正徳橋橋梁補修工事（資料No.9）

【質疑等】

○松林委員

今回、低入札落札となっていますが、落札者が価格を抑えることができた要因はどこにあるのでしょうか。

○盛岡審査指導監

直接工事費については大幅な削減が難しいことから、主として一般管理費等における企業努力

によるものと考えております。

○松林委員

一般管理費の努力という部分は、具体的にどのようなところに影響が出るのか、例えば他の会社に影響があるものなのか、給料に反映されるかといった可能性は予測できるのでしょうか。

○盛岡広域振興局土木部

一般管理費は受注者の会社運営に関する費用であり、そこから更に下請会社にも支払われますので、影響が全くないとは言えません。しかし、下請契約の内容や支払状況については発注者として確認を行っており、適正な契約がなされていることを確認しています。

○松林委員

ちゃんと確認をいただいているということですね。すみません。ありがとうございます。

○望月委員長

すみません、今の点ですが、下請け等の費用は直接工事費に入るのではありませんでしたか。

○事務局

直接工事費の労務費の中に、下請けに実際お支払いする部分が含まれておりますが、先ほど、盛岡広域振興局土木部の方がお話しされたのは、当然それ以外にも会社の運営費という部分がありますので、そういった部分で、何か影響が及ぶ可能性がゼロとは否定できないというところで申し上げたもので、直接工事費に関しては確実に計上していただいてきちんとそちらをお支払いいただくというのが、これは国も県も、基本的な方針としては同じでございます。

○望月委員長

下請費用は基本的に直接工事費として確保されていると理解してよろしいでしょうか。

○事務局

この数値的判断基準で申し上げれば90%の基準に対して県の積算とほぼ同額99.53%であり、概ねきちんと必要な労務費は確保されていると考えております。

○田代委員

この案件に限りませんが、先ほどの抽出事例と比べて公告から参加申請や技術提案書提出までの期間が短いと感じたのですが、工事規模によって異なる基準があるか御教授願います。

○事務局

見積期間については県の会計規則等で定められております。

工事金額に応じて必要な見積期間を確保することとされており、WTO案件についてはより長い期間を設定しています。これにより、事業者が十分な検討を行った上で応札できるよう配慮しております。

○担当部局から説明

主要地方道釜石遠野線 橋野町地区舗装補修（その2）工事（資料No.10）

【質疑等】

○役重委員

失格基準価格をピンポイントで札入れした業者が2者でくじ引きとなり、また失格となった業者との差もごくわずかとなっています。舗装工事では一般的な状況なのか、それとも今回特有の状況なのか伺います。

○釜石審査指導監

業者への聞き取りは行っていないですが、発注時期が舗装工事の端境期に当たり、受注意欲が高かった可能性があります。そのため、各業者が綿密に積算した結果ではないかと考えています。

○役重委員

確かにこの時期、端境期ですね。状況としては、わかりました。

多分、こういう工種ですと全部の設計額もはじけてしまうという状況かなとは思いますが、あ

まりその疑念を呼ばないような形であれば、より良かったのかなというふうにも思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

○望月委員長

岩手県のシステムは予定価格を事前公表されているため、積算は可能な状況で、失格が3件も出ている状況について、制度上どのように考えるべきでしょうか。

○事務局

失格基準価格は応札額によって変動するため、事前に正確に算定することは困難です。算定の仕方ですが、今回の場合は5者以上ですので、入札参加者の8割、即ち（価格の）下から5者を算定対象者として、その合計額に0.95を掛けて算定対象者数で割るという形で算出いたします。仮に複数事業者が同様の価格で応札したとしても、他の応札状況によって基準価格は変動するため、読み切ることはできません。そのため、今回の結果のみをもって特定の傾向を判断することは難しいと考えています。なかなかないパターンだと私は思っています。

○望月委員長

ありがとうございます。整理しますと結局（下3桁が）573円という2者が出ていましたが、それがこの失格金額と一致していても、失格金額は変動があるので読み切るのは難しいと。要するに談合があるかどうかというところの問題ですが、この状況から見ると、危惧すべき状況はないとみてよろしいでしょうか。

○事務局

なかなか完全に読み切るのは難しいのだろうと思っていまして、今回の場合は全体の応札の額の幅も極めて小さいので、多分ここまでいくとちょっとこちらで確実に「認められる」・「認められない」とはなかなか申し上げにくいところではありますが、逆に言うと、ここまで微妙なばらつきというところも何とも言いがたいという感じかなというふうに見ております。

○望月委員長

はい。ありがとうございました。

○吉田委員

物価高騰が続く中で、低入札によって落札されている状況に違和感があります。事業者が無理をして応札しているのか、それとも契約後に価格変動へ対応する仕組みがあるのでしょうか。

○建設技術振興課

契約後の物価上昇については、契約締結後の単価見直しや、契約書のスライド条項による変更契約などの制度を設けています。受注者に過度な負担が生じないよう対応しております。

○事務局

あと敢えて言えばですが、開札が今の中東情勢の影響を受けるより前の時期ですので、おそらく次の委員会の際に傾向的には出てくる可能性はあるのではと思っております。

○吉田委員

もう1つお聞きします。評価をするときに、安全対策っていうのが入っていましたが、近年は猛暑を上回る酷暑という言葉も作られ、熱中症対策も重要になっています。工事現場における安全対策について、随時見直しは行われているのでしょうか。

○建設技術振興課

熱中症対策については国からも強い要請があり、県においても対応を進めています。従来は共通仮設費の中で対応していましたが、現在は熱中症対策設備に係る費用を別枠で計上できる制度を導入しています。

また、暑さ指数に応じた現場管理費率の補正や工期の見直しも行うなど、熱中症対策の強化に取り組んでいます。

○望月委員長

ありがとうございます。

最後にもう1点、繰り返しになってしまいますが、すみません。先ほどの入札金額の件ですが、予定価格公表のもとで僅差の価格競争が行われたことから、むしろ適正な価格競争が行われていると考えて宜しいのでしょうか。

○事務局

今回の応札状況を見る限り、各事業者が綿密に検討した上で応札した結果と考えられます。不正を疑わせる事情までは確認できず、価格競争は行われていたものと認識しております。

○担当部局から説明

北ノ又発電所水車発電機分解点検補修及び発電機コイル更新ほか工事（資料No.11）

【質疑等】

○松林委員

すいません、まずこちら43年前に設置されたのも今回の受注者さんでしょうか。当然この地形などに合わせて設計をされたと思うのでかなり特注に近い形なのかなと想像はしているのですけれども。

○企業局

同じメーカーです。建設に当たりましてはその地域の流量、10年分の流量などをあらかじめ調査して、その算定された出力を以て電力量などを算定して、特注というか出力に合わせた水車発電機を製造してもらっています。

最初は、競争入札でメーカーを選定し、その後は既設の技術メーカーがございますので、随意契約という形で、メンテナンスをさせていただいております。

○松林委員

今回の更新工事を実施することで、発電所は今後どの程度、あと何年運用できる見込みなののでしょうか。

○企業局

設備の状態についてはメーカーと協議しながら判断していきますが、一般的にはコンクリート構造物の耐用年数が55年とも言われており、そこが終わると減価償却が一通り終わるということになります。

例えば、企業局の胆沢第二発電所では、運転開始から約60年を経過した段階で全面的な再開発を実施したという実績はございます。

○松林委員

全体の計画として、これは今回必要な改修であると思いますが、例えば100年まで使えますみたいな改修ではなく、おそらくコンクリートの耐用年数にふさわしい改修と理解してよろしいでしょうか。

○企業局

その辺りも含めた劣化状況などを、メーカーと協議しながら進めていくということになりますが、他の発電所の事例などを見ても、最初から100年間維持し続けるということはほぼございませんので、設備の劣化状況を踏まえながら、部分的な修繕が適切か、あるいは全面更新が適切かを判断していくことになります。

○松林委員

仮に今後メーカーによる保守継続が困難となった場合、技術継承などの対応は考えられるのでしょうか。

○企業局

実際に他の発電所では、メーカーの事情により保守継続が困難となった事例があります。そのような場合には、全面更新や再開発が選択肢となるものと考えています。

ありがとうございました。

それでは本日の抽出事案の審議を通じて、改善すべき点または入札制度全般について、御意見等があればお願いいたします。

特別なければ、進ませていただきます。

(3) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

○事務局から説明

入札の取りやめ状況について（資料No.12）

県営建設工事入札方式別落札率データ（資料No.13～15）

【質疑等なし】

4 そ の 他

○事務局

望月委員長には、長時間にわたり議事進行を務めていただき、ありがとうございました。

次に、議題4「その他」として、次回委員会の日程について御説明いたします。

当委員会は、委員会運営規程に基づき、原則として6か月に1回、年2回開催することとしております。そのため、次回開催は12月頃を予定しておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

また、審議対象工事の抽出委員については、委員会事務処理要領に基づき、委員の御名前の五十音順による輪番制としております。

このため、次回委員会における審議案件の抽出は、吉田委員にお願いすることとなりますので、よろしくをお願いいたします。

5 閉 会

○事務局

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。